平成２２年（フ）第６０３０号
東京都新宿区戸山２丁目22―411
債務者　長谷川　清
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０３１号
千葉県鎌ケ谷市馬込沢８－６
債務者　小野　進一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０３２号
神奈川県横浜市金沢区東朝比奈３丁目24―５―501
債務者　西村　初士
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９３号
東京都目黒区上目黒１丁目26―２―402
債務者　清田　嘉久
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９６号
東京都中野区沼袋４丁目34―10―201
債務者　田中　節子（旧姓森広）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１５５号
東京都足立区鹿浜２丁目33―17
債務者　フェルナンデス　ハーバーこと　フェルナンデス　ハーバー　イボン
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１５６号
東京都杉並区成田東５丁目33―９―201
債務者　丸　香代子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１５９号
東京都板橋区大山金井町12―12―401
債務者　郡司美枝子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１６０号
東京都板橋区大山金井町12―12―401
債務者　郡司　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１６６号
東京都品川区荏原２丁目10―１　松本方202
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１７０号
神奈川県川崎市麻生区白山４丁目１―２―201
債務者　久保村信恵
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１７６号
東京都練馬区北町１丁目44―27―504
債務者　荒尾　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１８１号
東京都文京区本駒込４丁目17―10―303
債務者　早川　義春
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１８２号
東京都世田谷区奥沢３丁目47―８―306
債務者　稲嶺こずえ
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１８３号
東京都世田谷区玉川３丁目24―13―403
債務者　熊倉　早樹
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１９０号
東京都江東区越中島３丁目６―15―823
債務者　西岡　和昭
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部